

アメリカにおけるロー・スクール教育関係文献紹介 (12・完)

川嶋, 四郎
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/8844>

出版情報：法政研究. 74 (3), pp.51-72, 2007-12-28. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



アメリカにおけるロー・スクール教育関係文献紹介 (12・完)

川 嶋 四 郎

<目次>

1. はじめに
——本稿の目的
2. Judith Wegner教授のロー・スクール教育論演習 (69巻1号)
3. John Sexton, Legal Education ; Today and Tomorrow (69巻3号)
4. William P. Quigley, Introduction to Clinical Teaching for the New Clinical Law Professor ; A View from the First Floor (69巻4号)
5. Ruta K. Stropus, Mend It, Bend It, and Extend It ; the Fate of Traditional Law School Methodology in the 21st Century (70巻1号)
6. Orin S. Kerr, The Decline of the Socratic Method at Harvard (70巻2号)
7. Lani Guinier, Lessons and Challenges of Becoming Gentlemen (70巻3号)
8. Gerald F. Hess, Listening to Our Students: Obstructing and Enhancing Learning in Law School (71巻1号)
9. Derek C. Bok, A Flawed System of Law Practice and Training (71巻2号)
10. Koichiro Fujikura, Reform of Legal Education in Japan: The Creation of Law Schools without a Professional Sense of Mission (72巻1号)
11. Frank K. Upham, The Law School System in the United States (72巻2号)
12. Susan D. Carle ed., Lawyers' Ethics and the Pursuit of Social Justice (72巻4号)
13. おわりに

——日本における法科大学院教育への若干の展望（本号）

13. おわりに

——日本における法科大学院教育への展望

(1) これまでの紹介を振り返って

これまで、本連載では、ノース・カロライナ大学ロー・スクールで、Wegner教授によって行われていた「ロー・スクール教育論演習」に参加させていただいたことを契機として（→本稿（1）を参照。）、数年間にわたり、アメリカにおけるロー・スクール教育に関する文献の紹介を行い、その都度、日本における法科大学院制度やその具体的な内容等に対する批判的な検討と将来展望を行ってきた。今回をもってこの連載を終えることになったが、最後に、若干のまとめと展望を行い、結びに代えたい。

まず、この連載における紹介論文は、おおむね、次のような5つの主題ごとに、まとめることができる。

第1に、現在のアメリカ・ロー・スクールにおける「法曹養成に関する一般的な課題」に関する論文である。これは、現代のアメリカ・ロー・スクールがかかえる法曹養成についての基本的かつ一般的な課題と展望に関する主要な論考からなる。

「ロー・スクールにおける実務法曹育成システムの欠陥」に関する問題を主題とした、「Bok, A Flawed System of Law Practice and Training.」（→本稿（8）を参照。）、および、「ロー・スクールの現在と未来」を将来展望的に語った、「Sexton, Legal Education; Today and Tomorrow.」（→本稿（2）を参照。）が、この課題を提示していた。

第2に、アメリカのロー・スクールにおける「教育方法の課題」に関する論文を挙げるができる。これには、ロー・スクールの現状を前提として、教員サイドの教育方法の課題と展望に関する主要論文を収録した。「21世紀におけるロー・スクール教育方法論の運命」を論じた、「Stropus, Mend It, Bend It, and Extend It; the Fate of Traditional Law School Methodology in the 21st Century.」（→本稿

(4)を参照。)、および、「ソクラティック・メソッドの衰退」について論じた、「Kerr, The Decline of the Socratic Method at Harvard.」(→本稿(5)を参照。)が、それに当たる。

第3に、ロー・スクール学生に焦点を当てた「学修促進の課題」に関する論文である。第2の「教育方法の課題」とは、いわば裏腹の関係、あるいは、手段と目的の関係に立ついわばロー・スクール教育の核心である。ここには、「ロー・スクールにおける法曹養成からの教訓」を論じた、「Guinier, Lessons and Challenges of Becoming Gentlemen.」(→本稿(6)を参照。)と、「ロー・スクールにおける学生の学修に関する阻害要因と促進要因」を解明した、「Hess, Listening to Our Students; Obstructing and Enhancing Learning in Law School.」(→本稿(7)を参照。)からの示唆が、含まれている。

第4に、将来の法曹としての活動の基礎を形成するためのより基層的な教育課題として、「リーガル・クリニック教育と法曹倫理教育」に関する論文を、挙げる事ができる。これには、「リーガル・クリニックへの招待」を丁寧に分かりやすく論じる、「Quigley, Introduction to Clinical Teaching for the New Clinical Law Professor; A View from the First Floor.」(→本稿(3)を参照。)、および、「法曹倫理と社会正義の探究」を論じる、「Carle ed., Lawyers' Ethics and the Pursuit of Social Justice.」(→本稿(11)を参照。)を収録している⁽¹⁾。

第5に、アメリカのロー・スクール制度に精通した日本人の碩学と、日本法に精通したアメリカ人のロー・スクール教授が、英文で論じた「日本の法科大学院への展望論」に関する論文を挙げる事ができる。「日本における法学教育の改革：専門的な使命感のない法科大学院の創設」について論じた、「Fujikura, Reform of Legal Education in Japan: The Creation of Law Schools without a Professional Sense of Mission.」(→本稿(9)を参照。)、および、「日本の法科大学院創設に寄せて」講じた、「Upham, The Law School System in the United States.」(→本稿(10)を参照。)が、それに含まれるのである。

以下、ごく簡潔に紹介内容を回顧したい。

先にも触れたが、あの2001年秋、8年ぶりに訪れることができたノース・カロライナ大学ロー・スクールで、私は、専門の法律科目に加えて、ロー・スクール教育

のあり方をも長年研究してきたWegner教授（元ノース・カロライナ大学ロー・スクール長）が、「ロー・スクール教育論演習」を担当しているのを知った。その演習では、学生に対して大部の資料が配付され、学生たちと教授との間で、活発な意見交換が行われていた。

その演習の目的は、学生たちが、ロー・スクール教育とそこでの学修の性質をより深く理解し、良き学修者になるための機会を得ること、そして、法教育を理解しその向上を図るための継続的な努力に対して、固有の寄与をなすことができる契機を掴むことであった。

アメリカのロー・スクールにおける授業内容の広がり、その将来志向性、とりわけ、学生が弁護士資格（法曹資格）を取った後の継続的な学びの姿勢の涵養と、法教育および司法制度改革を担い得る基礎体力を培う機会が設けられていること、さらには、広い公益的な視点から余裕をもった法曹養成教育が行われていることに、私は驚きを感じた。

まず、Wegner教授の「ロー・スクール教育論演習」について付言すれば、この演習の「履修要項」には、演習の目的をはじめ、詳細な履修要件や個別学修およびグループ学修の具体的なあり方が示されていた。

この演習では、単に予習をして議論に参加するだけではなく、文書作成が要請され、リトリートが実施される点も特徴的であった。

以下では、これまで紹介し検討を加えてきた諸論文を、先に述べた5つのカテゴリーに組み替えて、紹介内容を概観したい。

① 法曹養成に関する一般的な課題

①-1. 「ロー・スクールにおける実務法曹育成システムの欠陥」

Bok元ハーバード・ロー・スクール長・教授は、アメリカ司法および専門職大学院のあるべき姿から、ロー・スクールの現状とその課題とを析出する。教授は、優れたプロフェッショナル・スクールは、より広く「天職の使命」といった問題と取り組むべきであると論じ、その使命を果たすために、プロフェッショナル・スクールの教授陣は、実務家との間で十分な対話ができ、その専門職の問題点を見抜くことができるだけの公正な目を有し、調査研究を通じてその問題点を明らかにし、そし

て、改革のための視座を有しなければならないという。

しかも、教授は、アメリカにおける法システムのコスト高と手続遅延によって、夥しい数の被害者たちが、不適切な和解を強制され、あるいは、法的権利の実現を断念させられることを指摘し、アメリカ司法における苦境の起源を探究し、多様な原因を摘出する。そして、問題克服の方向性の提示するものの、それらがいわば対処療法的なものにすぎないことも明らかにする。

その上で、教授は、その現実化のためには、さらに2つのインセンティブが必要になると、論じる。第1に、効果的な法システムは、連邦制に起因する多くの分離された裁判管轄権（法域）を統合し調整するためのより大きな努力を必要とするであろうと指摘し、第2に、裁判官、立法者および学者は、アメリカにおける法の役割が、破綻状態に陥っていることを、認識しなければならないであろうと論じる。

Bok教授は、そのような法制度を担う法曹を育成すべきロー・スクールが、驚くべきことに、法システムが要求する知見の探求をほとんど行ってこなかったと、厳しく指弾するのである。しかも、「法律家のように考える」能力は、数多くの利点をもたらしてきたが、しかし、世界中で最も費用が嵩むものの効用の少ない法システムを生み出すことを、助長さえもすると、論じるのである。

①-2. 「ロー・スクールの現在と未来」

Sexton教授がロー・スクール長を勤めるニュー・ヨーク大学ロー・スクールや、他のロー・スクールは、20年前と比較して大きく変化した。その中でも、リーガル・クリニックの展開は重要である。そこでは、学際的かつ領域横断的なアプローチが採られているからである。

教授は、この論文では、ロー・スクールにおける今日的な課題として、「学生の学費負担の問題」と「グローバリゼーションの問題」を中心に論じた。

前者の問題に対しては、ニュー・ヨーク大学ロー・スクールの注目すべき「ローン返済計画プログラム」を紹介する。学費問題は、アメリカ法学教育システムに課された大きな負荷であるので、能力のある学生が、学費を気にすることなく履修することができるような学修環境を創設すべきであり、その趣旨を実現するために、相対的に見て収入の良くない公益弁護士にもなれるシステムが、実施に移されたの

である。

後者の問題についても、法学教育課程における多様性の価値をいち早く認識し、ニュー・ヨーク大学ロー・スクールでは、法の世界におけるグローバリゼーションに対応するために、新たなカリキュラムが設けられた。Sexton教授は、そこにおける2つのクラスの実践例を具体的に紹介していた。

さらに、議論は、ロー・スクールのランキング問題、テクノロジーの発展にともなう問題、および、何がロー・スクールを偉大にするかという問題にまで及んでいた。

② 教育方法の課題

②-1. 「21世紀におけるロー・スクール教育方法論の運命」

近時、アメリカのロー・スクール教育において伝統的に用いられてきた教育方法である「ランデル式教育方法」は、批判に曝されている。Stropus教授は、しかし、その教育方法の放棄という道ではなく、基本的には、教育と学修における環境の再整備を行った上で、「ランデル式教育方法」を維持し展開させるべきであると論じていた。教授は、「ランデル式教育方法」が、学生の学部教育と法律実務との間を架橋するものであると論じるのである。

この教育方法の特徴は、講義方式ではなく、裁判例を事前に読ませて問答方式の授業を行うことにある。そこでは、この学修を通じて、学生が、裁判官はどのように事案を分析し法的推論をするかを学び、「法律家のように考える」考え方を体得できると、指摘されたのである。

しかし、このような考え方は批判を招いていた。この教育方法が、学生の心に傷を植え付けることが指摘され、過度に形式主義的かつ理論的であると批判され、さらに、この方法が、次第に多様化しつつあるロー・スクールの人種構成に悪影響を与えるとといった議論が、紹介されたのである。

しかし、教授は、この教育方法の価値にも言及していた。これによって分析的な技法が育成されるだけでなく、この手法を採るべき必要性も存在すると論じた。学生の自学自修の思考と弁論技法とを継続的に向上させる最善の方法となりえるからである。それゆえ、教授は、これからのロー・スクールが、この方式の効用と批判

の両面を考慮に入れるべきであると論じたのである。

その結果として、ロー・スクールは、この方法論の理論的基礎を、実務を視野に入れたコースで補わなければならない、また、この教育方式から不可避免的に生じる学生の心理的負担を減殺することにも努めなければならない、しかも、「アカデミック・サポート・プログラム」などの手段を通じて、この教育方法に対応できない学生たちが直面する問題に対処することもできると、論じていたのである。

②-2. 「ソクラテック・メソッドの衰退」

Kerr氏は、ロー・スクール教育における指導的な立場を堅持している、母校ハーバードの教授たちから情報の提供を受け、その現時における教育スタイルなどを細かく調査・観察することを通じて、ロー・スクール教育の現場における教え方に変更が生じていることを明らかにした。

まず、Kerr氏は、これまでのソクラテック・メソッドをめぐる議論を要約的に紹介し、次に、ハーバードの教授たちに対するインタビューの結果を紹介し、今日的な状況においてハーバードの教授たちがどのように法を教えるのかを考察した。

ここでは、興味深いことに、調査の対象とされた12人の教授たちが、3つの範疇に分類されていた。すなわち、伝統的なソクラテック・メソッドから自己の教育スタイルを引き出す、いわば「伝統主義者」、ソクラテック・メソッドに不可欠な要素と新たな教育手法とを組み合わせる、いわば「準伝統主義者」、そして、明確にソクラテック・メソッドから訣別する、いわば「反伝統主義者」である。それぞれの教員の学生時代の基本姿勢をも明らかにしに、教授たちが教鞭をとるようになってから、どのように彼らの教育方法が変化したかも分析していた。

そして、最後に、ハーバードにおけるソクラテック・メソッドの衰退の原因を分析することによって、ソクラテック・メソッドをめぐる現代の議論をどのように再考して実践すべきかを示した。教授は、ソクラテック・メソッドは、ロー・スクール教育の象徴であるが、現在では、多くの教育方法の1つにすぎないと、結論付けたのである。

③ 学修促進の課題

③-1. 「ロー・スクールにおける法曹養成からの教訓」

Guinier教授は、イェール・ロー・スクールの学生だった頃、ある教授は、男女を問わず、ロー・スクール学生すべてが、「紳士になること」を求められたという。それには、一定の意義が無くはないが、ともかく、教授は、ある女子学生の話を引きかけに、ロー・スクールにおける女子学生の学業成績と生活内容についての研究を、始めることにしたという。

調査の結果として、多くの女子学生が疎外感を感じていること、女子学生の学業成績が低下する傾向にあることなどが、明らかになった。

それゆえ、教授は、ロー・スクール教育の課題として、弁護士が、いわば「剣闘士から問題解決者に」ならなければならない、ロー・スクールではそのための教育が行われるべきこと、教授が学生の声に耳を傾けることや学びの共同体を形成することが重要であること、成績評価のあり方にも課題があること、「真に良き弁護士の要素」とは何かを解明されなければならない、ひいては、ソクラティック・メソッドという教育方法には限界が存在することなどを指摘していた。

この研究の結果、すべての学生に悪影響を与える多くの制度的な欠点を、教授は明らかにした。ロー・スクールでは、画一的なアプローチを用いた教育方法が採用されており、かつ、弁護士のプロフェッション規範として対立当事者主義に焦点を当てる教育内容を反映したものである点にも、その問題点が起因していると、論じるのである。

そこで、ロー・スクールにおいては、女子学生をいかに教育するかということだけでなく、変化しつつある法のプロフェッションに対する要請を満たすためには、いかにして弁護士すなわち法曹を養成するための教育を行うべきかを、再考しなければならないとする。

③-2. 「ロー・スクールにおける学生の学修に関する阻害要因と促進要因」

Hess教授は、ロー・スクールの学生たちに耳を傾けることによって、すなわち、6校のロー・スクールの学生からのインタビューの成果を踏まえて、その学修における阻害要因と促進要因とを解明した。

これまでに、高等教育の領域では、その教育や学修に関する数多くの文献が著わされてきた。その主題としては、成年を教育するさいの原則、カリキュラムやクラス編成、革新的な教育技法、効果的な質問の仕方や議論の運び方、学修のスタイル、および、学生の授業評価や成績評価等がある。教授は、それらの研究成果が、ロー・スクール教育にとっても有意義であることを確認し、ロー・スクール教員が、教育と学修に関する学生の声に耳を傾けることの大切さを、論じたのである。

特に、教授は、学生の自主性、学生と教員の相互理解・相互尊重・協働作業、法概念の日常生活の文脈における理解、学生による主体的な学修活動、および、成績評価の各局面について、その阻害要因と促進要因とを析出していった。

Hess教授は、ロー・スクールにおける法学教育の質の改善を求める人々が、教員の達成度だけではなく、学生の学修度にも、関心を払わなければならないと論じる。高等教育の領域には、ロー・スクール教員もアクセス可能な教育と学修に関する文献が、数多く存在するが、それらの文献には、成年教育の基本原則が描かれていると、指摘するのである。

さらに、授業評価のあり方の問題は、法学教育に携わる者に、教育と学修についての効果的な2段階のプロセスを提供してくれると、教授は論じる。つまり、教員は、学生に、教育方法や学修方法の有効性について、質問を重ねるべきであることと、教員と学生との間で、その後の適切な関係調整を行うために、相互にやりとりを繰り返すべきであると、論じたのである。

④ リーガル・クリニック教育と法曹倫理教育

④-1. 「リーガル・クリニックへの招待」

リーガル・クリニック（臨床法学教育）は、日本のような国家レベルで一元化された司法研修所制度をもたないアメリカ・ロー・スクールで、近時に飛躍的な発展を遂げた教育領域である。

Quigley教授は、目線を低くして、自己の経験から、新たにリーガル・クリニックの授業を担当することとなった教員のために、その教育理念と教育方法を具体的に提示した。

すなわち、リーガル・クリニックでは、教育方法が最も重要である。そこには、

学生が、法実務において弁護士の直面する問題状況と向かい合い、学生が、役割を担って当該問題を取り扱い、学生が、問題を発見し解決する過程で他者とやりとりを行い、しかも、学生の一連の行為が、批判的な再検討に服するという、教育的な特徴が存在するのである。

教授は、リーガル・クリニックが辿ってきた歴史を略説した上で、リーガル・クリニックの使命を、新たな学修方法で学生を教育することと、教員の監督を受けながら、貧困者のために法的サービスを提供することであると論じた。

リーガル・クリニックは、法律実務の経験から法を学ぶ新しい教育課程であり、教員と学生との間の共同作業が不可避となる。そのさいの教員の役割は、個々の教育指導を通じて、学生各自が学修経験を組み立て、かつ、得難い経験を学生に得させるために、その活動に参加することである。リーガル・クリニックの教育課程では、教員は、監督を行いながらも、学生に敬意を払いその主導権を認めることが重要であり、緊密な学生教員関係を創造する必要がある。依頼者との関係では、学生に「他者配慮」の重要性を認識させ、「自己変容」の機会を与える意味で、リーガル・クリニックは重要であると、指摘していたのである。

なお、Quigley教授は、新たなリーガル・クリニックの教員に対して、「終わりなき学びのプロセス」の重要性をも示唆していた。

④-2. 「法曹倫理と社会正義の探究」

Carle編の『弁護士倫理と社会正義の探究』は、現時点における法曹倫理に関する研究の集大成的な意味があると、評されていた。そこで、この連載では、同書に収録された、Gordon教授の「緒言」とCarle教授の「序論」との紹介を通じて、アメリカのロー・スクールにおけるその教育の一端を示した。

まず、Gordon教授は、アメリカのロー・スクールが、ごく最近に至るまで、法曹倫理の教育を、必ずしも首尾良く行っはこなかったと分析する。一般に、現実の法律実務から離れた教授たちは、法律実務から、目をそらす傾向にあった。また、概して、学生は、法曹倫理のトレーニングに懐疑的であるが、これは誤っていると指摘した。

ロー・スクール教育は、法曹倫理教育を行うための最適な環境であり、近時は、

リーガル・クリニックの普及によって、そのような状況は変化している。

一般に、法律実務においては、一義的かつ明確に行為を規定するルールやガイドラインが存在しないことも少なくないことが指摘された。ロー・スクール教育において、法曹倫理教育が必要なゆえんである。

次に、Carle教授は、ロー・スクールの多くの学生が、良き弁護士になることは、卓越した技量と、それらを依頼者のために積極的に活用する能力を有することに関わると信じていると指摘する。しかし、良き弁護士の観念には、通常、倫理的にも優れている弁護士という考え方も含んでいることに注意すべきであるとも論じていた。

今日に至るまで、研究者たちは、弁護士の負うべき第1次的な倫理的義務について、相対立する見解を提唱してきたが、法曹倫理はいわば歴史的な所産であり、法曹倫理と権力の問題や、倫理と経験的な実践との結び付きが、解明されなければならないことも、指摘されていた。

また、社会正義の実践を志向してロー・スクールの学生生活を始める学生が、学生ローンの負担などが原因で、修了の頃には、その道を断念することもしばしば存在するが、そのような事態は回避されねばならないとも、論じたのである。

⑤ 日本の法科大学院への展望論

⑤-1. 「日本における法学教育の改革：専門的な使命感のない法科大学院の創設」

アメリカのロー・スクール制度に造詣の深い藤倉教授は、日本に法科大学院が創設される前に、日本における法学教育の改革が、専門的な使命感なきロー・スクールの創造に帰結することを、厳しく批判していた。

教授は、その論文で、日本における司法制度改革および法学教育の構造改革の背景から説き起こし、一方で、弁護士数の増加が、経済界の要請であることを指摘し、他方で、戦後の法学部は、法で身を立てることに主要な関心を示さない、多くのいわゆるモラトリアム学生などを抱え込むことになったことも指摘した。

そして、日本の制度改革プランは、モデルとして、基本的には、アメリカのロー・スクール・システムの採用を提言しているが、そのようなモデルの採用が、日本で

機能するか否かを問題とした。

特に、検討の前提として、良きアメリカのロー・スクールが、いくつかの顕著な特徴を有していることを明らかにし、日本における改革提言には、これらの特徴が欠けていることを指摘している。

たとえば、文部省（現、文部科学省）が、法科大学院による公的資金の支出を監視するだけでなく、教育課程をも官僚的に監視するのではないか、法科大学院の学費が高額化するのではないか、そのような官僚主義的な財政支援ゆえに、法科大学院間の十分な競争は期待できないのではないかなどの問題点が、指摘されたのである。

最後に、教授は、問題解決型の法曹を涵養するためには、日本で提言されていたような専門的な法学教育よりも、むしろ、学部段階における良きリベラル・アーツ教育（一般教養教育）が不可欠であると論じていた。

⑤-2. 「日本の法科大学院創設に寄せて」

Upham教授は、日本における講演の中で、アメリカにおけるロー・スクール・システムの基本構造を、明らかにした。

まず、アメリカのロー・スクールには、3つの種類のものが存在する。

第1は、国際的にも著名なロー・スクールであり、第2は、ナショナル・ロー・スクールと評されるものであり、第3は、ローカル・ロー・スクールである。教授は、日本のロー・スクール構想では、第1のものが目指されると予想するとし、それに絞って論じるとする。教授の所属するニュー・ヨーク大学ロー・スクールは、この類型に属するものである。

一般に、法曹養成教育には費用がかかる。ロー・スクールの授業料は高いが、教授はその理由を明らかにする。しかし、収入が相対的に低い公益弁護士を希望する者の志を挫くことがないように、ニュー・ヨーク大学ロー・スクールには、特別な財政支援システムが存在する。なお、ロー・スクールでは、教授の給料を含む労働条件も格別であることをも指摘する。

ロー・スクールは、法曹の育成を目的としているので、教授たちが、弁護士としての資格を有していること、リーガル・クリニックが実施されていること、そして、

理論を覚え込ませるというのではなく、法準則を用いることを教えている。そこでは、「スキルの教育」ではなく、「法準則の批判的創造力」を涵養する教育が、行われていたのである。

なお、注目すべきことに、教授は、アメリカのロー・スクールにおいてクリエイティブな教育ができる最大の理由は、「司法試験」にあるとも付言していた。

(2) アメリカにおけるロー・スクール・システムの進化

アメリカのロー・スクール教育に関する紹介と検討を中心とした本論は、以上で終えることにしたい。

これまでの議論を受けて、以下では、アメリカのロー・スクール・システムにおける進化を指摘し、日本の法科大学院の制度面および教育面の課題について、これまでに指摘できなかった事項を中心に、若干の言及を行いたい。

とりわけ、本連載の最後には、日本の法科大学院における学生の学修環境の向上と法科大学院制度の展開を期待し、具体的な指摘を行いながら、「終わりなき学びと創造的展開のプロセス」の構築を展望したい。

さて、日本の法科大学院制度は、実際に、そのモデルやアイデアの多くの部分を、アメリカのロー・スクール制度から得ていると考えられる。しかし、アメリカのロー・スクール制度は、歴史的に見てもまたその現実を垣間見ても、奥が深く、しかも年々歳々進化しつつある。明治期の法典継受期以来、日本の法学者の多くが、その視線をヨーロッパに向けていたせいもあり、日本では、アメリカのロー・スクール制度に関する情報が、意外と思われるかも知れないが、必ずしも十分には共有されていないようにも思われた。

そこで、そのような2001年（平成13年）当時の状況を考えて、アメリカのロー・スクールにおける「法曹養成の課題」、「教育方法の課題」、そこにおける学生の「学修促進の課題」、「リーガル・クリニック教育と法曹倫理教育」、および、「日本の法科大学院への展望論」に分けて、著名なロー・スクール教育関係論文等の紹介と検討を行ってきた。

現在、日本の法科大学院制度が現実に発足して3年が経ち、2期目の修了生を送

り出した。現時点は、従前とは多少状況が異なるとはいえ、その創設の胎動は見られるものの未だ法科大学院教育に関する「学会」は存在せず、アメリカのロー・スクール制度や教育が、特に日本の法科大学院担当者の人口に膾炙しているとは、いえないように思われる。

そこで、本稿が、多少とも、日本の法科大学院制度の発展や教育の向上に裨益すればと願う。

ところで、アメリカでは、いわばすべてのものが、学問の対象になる。ロー・スクールにおいても、その授業科目の多様さには、驚くべきものがあり、書店の棚に並んだケースブックのタイトルの多様性からも、その一端を垣間見ることができる。しかも、ロー・スクール教育のあり方自体さえも、ロー・スクールにおける教育と研究の対象になっている。学生が参加するロー・スクール教育関係の演習さえ、ここでは開講されているのである。

そこで、以下では、これまでに論じ切れなかった点を中心にして、若干の指摘を行い、本連載の結びに代えたい。

(3) 日本の法科大学院における制度的課題

まず、第1に、法科大学院の制度面についてである。

法科大学院制度の創設は、日本の司法制度改革の一環として設けられた制度であり、日本における国家の基本的な制度改革の最後の要衝を占める重要な改革であったはずである。

「制度は人」であり、司法制度が「人」によって運営されている限り、司法の現実を担える者でかつ担うべきものの養成は不可欠である。『司法制度改革審議会意見書』の含意は、そのような人材育成の点で、将来志向性を強くもった画期的な内容であった。それゆえに、制度の評価にさいしては、『意見書』の含意を十分に汲み取らなければならない、不十分な場合には、その趣旨を具体化できるように、改めて迅速な対応を行うべきであろう。

ところで、現在の法科大学院の校数と地域的な偏在には、驚きを禁じ得ない。規制緩和は、今次の司法制度改革の原動力となった流れの1つであるが、しかし、潜

在的な紛争当事者を前に、法科大学院の比較的自由的な創設や、数量制限を課した上での法曹人口の増加という行き方が、適切であったかどうか、再検討に値するであろう。法科大学院制度の創設は、法曹人口を、ただ単に増加させることを目的としたものではなく、国民主権と法の支配をより実質化するために、より良い法曹の数をプロセスを通じて増やすことにあったはずである。

偏差値によるヒエラルヒーが強固であり、競争意識もまた横並びの意識もともに強い日本の大学で、大学に法学部はあるものの法科大学院のない大学の将来性が問われ試されたこともあった。それは、現在まで続いている。しかし、アメリカでは、たとえば、いわゆる名門大学とされるプリンストン大学にもブラウン大学にもスミス大学にも、ロー・スクールが存在しないことの意義は、日本でも、もっと理解されても良かったのではないかと思う。

私は、法科大学院についても、今後は、各校が、「競争」から「競走」へ、そして「共走」へと、その歩みを進めることをも期待している。

さらに、アメリカのロー・スクール制度と比較して、かなり脆弱なシステムしかもたない日本の法科大学院が、「教職員と財政」といったその基礎体力を向上させることも、今後の課題になるであろう。教職員という人的なスタッフの充実と、たとえば校舎⁽³⁾をはじめとする物的設備の充実は、喫緊の課題である。これらの点は、『司法制度改革審議会意見書』の盲点ともいえ、明示的に書かれてはいないが、制度の創設にさいして、それに必要不可欠な相応の人的・物的資源が投入されべきことは、いわば黙示的に含意されていたはずである。

しかし、現実には、さらに過酷である。

制度設営者・大学本部には、明示的または黙示的に、自己の寄与度を棚に上げたいわばプロセス抜きの強い結果達成の要請が、無くもないからである。それは、自己の身を安全な位置に置きながら、人的・物的資源の欠乏状況を、精神面で補うことが権力的かつ陰湿に強制された、先の大戦下における「大本營」流のやり方に、どこか似ているようにも思われる。法曹の育成あるいは学や知の領域に、権力威嚇・合理化・効率化・省力化等が基本的に馴染まないことは、いうまでもない。

しかも、たとえば、それぞれの国立大学にはいわば「歴史」や規模の大小があり、伝統的に実定法の教員が相対的に少ない大学や小規模大学などは、たとえ学生定員

を少なくしたとしても、概してその教育に大変な負担を強いられることになるのである。

(4) 日本の法科大学院における教育的課題

第2に、法科大学院の教育面について、若干の言及をしたい。これについては、これまでの各章で、アメリカ・ロー・スクールの様々な工夫と努力が明らかになったのではないかと思われる。

ともかく、法科大学院は、いわば新しい教育の実験室である。

アメリカのロー・スクールにおける教育方法に多様性が見られ、その開発が間断なく行われ続けている現状を見たとき、日本においても、その本格的な研究が不可欠となるであろう。特に、基本的には、コモン・ロー系の判例法系であるアメリカと、大陸法系の法典法系である日本とでは、その教育の仕方に差異が出て仕方がないが、そのエッセンスとなる部分は、示唆的な面も少なくはない⁽⁵⁾。

法律学といえば、ともすれば、暗記が強要されるようにも誤解されかねないが、しかし、たとえば原理・原則を含む基本的な法というものの考え方の修得は当然のこととして、その応用力と基本的に学び続ける能力、そして、それらを創造的に活用しかつ展開させることができる能力の涵養は、良き法的専門職業人にとって、不可欠の能力と考えられるのである。

アメリカの多くのロー・スクールにおけるように、教員が学生を尊重した上で、学生の能動的な参加を基調とし、対話形式で授業を行い、知の自己変容と増幅を導き出せるような授業が行われれば、法科大学院教育の現場が、大学教育や大学院教育の現場全体を変化させる可能性を有しているであろう⁽⁶⁾。また、本論では必ずしも紹介できなかったが、アメリカのロー・スクールには、それぞれのロー・スクールに個性はあるものの、学修面を中心として、上級学生が下級学生の面倒を見る多様なシステムあるいは慣行もあり、日本でも参考になるであろう。

ただし、その前提として、ロー・スクールの教育課程を相応な成績で修了すれば、司法試験に合格できるという合理的な期待が存在し、ロー・スクールでの学業成績や諸活動（例、法律雑誌の編集、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシス

タント等の諸活動)が、就職のさいにきちんと評価される社会的なシステムが構築されることが不可欠であろう。

ともかく、教育の質を向上させるには、教員に多くが求められることは、いうまでもない。本連載で紹介したアメリカの諸論考は、そのための有益な基礎資料になりえるとも思われる。ただ、すでにUpham教授が指摘していたように、アメリカ・ロー・スクールの教授たちと比較して、日本の法科大学院担当教員、とりわけ一部の国立大学法人の法科大学院担当教員が、概して格段に劣った労働条件の下で日夜法曹養成に携わることを余儀なくされている点は、早急に是正されるべきであろう。大学運営者たちの品位と度量と志操の問題でもあろう。誰のための大学運営であるかについて、自省と再考を強く促したいところである。

それとの関係でも、そのような状況下では困難な課題であるが、法科大学院教員の養成も急務である。法科大学院修了者の大学院博士後期課程への進学のを広げるとともに、大学院を休学した形で司法研修を受けることができる道が保障されるべきである。

さて、法科大学院教育は、いわば複線的である。多様な関係者が、良き法曹の育成のために、法科大学院教育過程に乗り入れなければならない。弁護士会、裁判所および検察庁等の司法界等を中心とした、各界の協力が不可欠なのである。たとえば、アメリカの各州でごく普通に行われているように、リーガル・クリニックやエクスターンシップ等のさいに、民事事件や刑事事件の現場に、法曹資格をもつ法科大学院教員の監督の下で、学生が一定程度関わるができる法整備等も、不可避免的に要請されるのである。この文脈では、近時、民事紛争処理・民事紛争解決の領域で、社会的に重要な役割を果たしている、ADR(裁判外紛争処理)機関等との連携・協力も、不可欠となるであろう。

さらに、法科大学院修了学生の就職先の問題も、克服しなければならない。アメリカでは、ロー・スクールを優秀な成績で修了した学生が、たとえば、ロー・クラーク(law clerk:裁判所調査官)に任官する道や、公的な様々な職務に就く途も開かれているので、今後、日本でも、法科大学院修了学生にも、そのような多様な途が社会的に開かれることが望まれる。なお、場合によっては、その就職先いかんで、司法研修所での修習を免除して法曹資格を付与することも、考えられよう。そのよ

うな受入先が一定程度確保されることによって、司法研修所の収容人数で新司法試験の合格者の数が規定されるという、資格試験としては異例の事態が仮にあるとすれば、それは、とりあえず回避される可能性も開けてくるとも、考えられるのである。

ところで、現在の法科大学院の現場を見た場合には、学生に余裕がなくなってきているように思われる。司法試験⁽⁷⁾に合格するための授業選択を行う傾向（試験関係科目に偏った科目履修の傾向と、それ以外の必修科目または選択必修科目の軽視または回避の傾向）が、見られなくもないのである。それは、現状ではやむを得ない面もなくはないが、しかし、先に紹介したように、Upham教授の言葉は、含蓄が深い。それは、アメリカのロー・スクールにおいてクリエイティブな教育ができる最大の理由は、「司法試験」にあるとの言葉である。このことは、アメリカのロー・スクール・システムが、「既得権を排した信頼の構造」の上に成り立っていることの証左の1つになるであろう。

ともかく、法科大学院で学ぶ学生の日常生活には、過酷な面が無くはない。体調を崩す学生も、散見される。法科大学院という、法曹になるための厳しい学修の場は、近い将来、他者の生命・身体・自由・財産等に直接的または間接的に関わる法曹養成の場であるので、多少ともやむを得ない面はあるが、先に見たように、アメリカ・ロー・スクールにおける教育方法面での工夫を、生かすことができるであろう。せめて、授業では、必要以上の負担や緊張感が、除去されなければならないのである。学生のメンタル・ヘルス・ケアも必要不可欠であり、また、学生との間で十分な意思疎通を行い、時に、納得の上で進路の変更を促すか、あるいは、事前の明確な基準をもとに慎重な手続に従って退学措置を実施することなども、考えなければならないであろう。

なお、リーガル・クリニック等は、かなり重要な大学の社会貢献であり、いわば社会連携⁽⁸⁾の実験室でもある。21世紀の日本でも、資金面から、法の保護を受けられない人々が少なからず存在する。法の支配を全国津々浦々に行き渡らせるために、法科大学院（または、その附属法律事務所）が中心となって、「プロ・ボノ（pro bono）」ベース（無料法律活動スタイル）で、法律相談をはじめ、代理活動を現実に行うべきであろう。そのさいには、監督者教員（スーパーバイザー）の役割が重要である

が、そのような活動を可能にするための法的および事実的な環境整備も必要となる。

なお、法学部および法学部教育のあり方も、再度、抜本的に議論を行うべきであろう。⁽⁹⁾

(5) 「終わりなき学びと創造的展開のプロセス」を目指して

最後に、ヘッセの『デミアン』⁽¹⁰⁾にまつわる思い出を記して、結びに代えたい。

これは、エミール・シンクレールの青春の物語である。シンクレールは、不思議な友人、マックス・デミアンの助けを借りて、自ら精神的な成長を遂げていく。デミアンとは、友人であり、他者のはずである。しかし、何年か後、シンクレールがデミアンの家を訪れたとき、デミアンの母から、衝撃的な言葉を聞く……。

さて、この『デミアン』の中には、忘れがたい言葉が溢れていた。

「ぼくはもとより、自分のなかからひとりりでほとぼり出ようとするものだけを、生きようとしてみたにすぎない。

どうしてそれが、こんなにむづかしかったのだろう。」

「鳥は卵から無理に出ようとする。

卵は世界だ。

生まれようとする者は、ひとつの世界を破壊しなければならぬ。⁽¹¹⁾」

ヘッセの晩年は、読者から送られてくる手紙の返信書きに迫られていた。彼は、世界中から送られてくる手紙に、丁寧な返事を書き続けたという。生真面目なヘッセを考えると、読者のありようも、考えないわけにはいかない。若いヘッセが、周囲を堀と高い壁とに囲まれた孤高のマウルブロン修道院から抜け出すことはできたとしても、年老いた彼は、読者との関係を立ち切ることができなかった。しかし、逆説的ではあるが、ヘッセの晩年は、たとえ、小説は書けなくても、幸福だったのかもしれない。

それはともかく、高校時代にその小説を読んだが、その数年後、私は、教師を志した。それは、小学校、中学校そして高等学校で尊敬できる数多くの先生に出会い、

多少とも他者の成長に関われる仕事は素晴らしいのではないかと、考えたからである。

そのとき、私は、「啐啄」という言葉に出会った。

「啐(そつ)」は、鶏の卵が孵るときに、殻の中で、雛がつつく音をいい、「啄(たく)」は、母鶏が殻をかみ破ることをいう。「啐啄」とは、またとない得難いチャンスのことを、いう場合もある。おそらく、そうなのだろう。生を享ける者とそれを手助けする者との間の絶妙なサポート関係をも示しているのであろう。雛鳥も母鳥も、その瞬間を逃すことはできない。一方で、母鳥が殻を早く割り始めすぎると、殻を出た雛は生きていけないであろう。また、他方で、母鳥が割り始めるのが遅すぎれば、雛は生き続けることができないかもしれない。誕生とか、成長とか、飛躍とかは、そういうものだからである。

それは、法科大学院制度にも、その教育にも、さらに一般に、教育全体にも、通じるものがある。そこで大切なのは、学生と教員との関係やそれぞれの役割にも準えることもできる、この「啐啄の精神」である。

学び手が、まず「殻」を割り始めなければならない。それは、志と自学自修のプロセスの大切さでもある。学ぶことは、孤独で苦しい。しかし、出会いと対話の機会、どこにでもある。それは、たとえばニュートンとりんごの関係に似ている。ニュートンにとって、りんごは1つのきっかけにすぎなかった。その出会いを実のあるものにするためには、そこに至るまでの学び考えるプロセスと、それから後の学び生かすプロセスとが重要である。⁽¹²⁾ 教員は、それを見守り、時に温かく時に厳しく、それをサポートすることができる存在にすぎないのである。⁽¹³⁾

この世界では、学生も教員も職員も、できる限り官僚的介入を排除して、自治的に、「終わりなき学びと創造的展開のプロセス」を支え合いながら発展させていければと思う。それこそが、司法権の独立を堅持しつつ、法治国家に生きる人々の最後の救済の拠り所となる「司法権の優位」を保障する道につながると、考えるからである。⁽¹⁴⁾
⁽¹⁵⁾

最後に、人間に対して温かい眼差しをもちしかも真摯に学ぶ誠実で品位ある法科大学院学生が、1人でも多く法曹資格を得ることができ、社会正義を踏まえた法的な問題の処理過程において、広い視野から現在および将来の人々のために公正に躍

動できる日が来ることを、心から願って擱筆したい。

<注>

- (1) この文脈では、川嶋四郎「アメリカにおけるリーガル・クリニックの新展開——『コミュニティ・ロイヤリング』の生成とその展望」法政研究（九州大学）74巻2号87頁（2007年）も参照。
- (2) その過程では、統合もやむを得ないであろう。その形態としては、通例考えられている形態とは異なるかもしれないが、たとえば、比較的大きな法科大学院が、比較的小規模ながらもシステムとその運営がしっかりしており教員の意識も高い法科大学院に吸収合併されるといったケースなども、大いにあり得る選択肢であろう。
- (3) アメリカのロー・スクールのア krediteーション（Accreditation: ロー・スクールの認証評価）のもつ意義は大きく、ロー・スクールの改善に著しく貢献している。ごく僅かな例にすぎないが、施設環境に関しては、その指摘によって、たとえば、ノース・カロライナ大学ロー・スクールは、校舎を増設することができ、コロラド大学ロー・スクールは、校舎を新築することができたのである。日本では、国立大学法人の場合、現在のところこのようなことは、およそ期待できないように思われる。
- (4) 川嶋四郎「法科大学院構想をめぐる議論の到達点とその課題——法曹養成教育の現状と各種の構想を踏まえて」法学セミナー547号56頁（2000年）も参照。
- (5) さらに、川嶋四郎「判例学習の基礎と展望——法科大学院時代における『判例学修』への総論的な処方箋」法学セミナー614号6頁（2006年）も参照。
- (6) 川嶋四郎「法学部・法科大学院の授業はこれからどうなるのか——21世紀における『大学教育の理想像』を求めて」法学セミナー593号42頁（2004年）も参照。
- (7) これについては、学生の視点を踏まえた最新の座談会として、たとえば、大貫裕之＝米田憲市＝塚原英治「<座談会>法科大学院教育と新司法試験の再検討」法学セミナー627号12頁（2007年）等を参照。
- (8) この点で、アメリカのロー・スクールにおいて近時注目を浴びつつある「コミュニティ・ロイヤリング」は、興味深い。これについては、前注1を参照。
 なお、日本では、何の疑念もなく「大学の社会連携」などが語られているが、これは、いかにも、大学と社会が隔絶していることを前提にした「連携志向」であり、その点でも興味深い。
- (9) 川嶋四郎「近未来法学部の展望——2004年4月における法科大学院制度の創設を目前に控えて」別冊法学セミナー179号〔法学入門2003〕142頁（2003年）を参照。
 なお、川嶋四郎「法学部教育と法科大学院教育との関係——研究者からの提言」臨時増刊司法改革・シリーズ21世紀の司法改革〔1〕75頁（2000年）も参照。
- (10) ヘルマン・ヘッセ（高橋健二訳）『デミアン』（新潮社、1951年〔原著、1919年〕）。

- (11) 白川英樹『科学に魅せられて』(岩波書店、2001年)は、科学者にとっては、「serendipity(偶然からものをうまく見つけ出す能力)」が重要であるという。このことは、教員を含めて、学び手一般にも、当てはまるであろう。
- (12) この象徴的かつ寓意的な一節は、川嶋四郎『差止救済過程の近未来展望』「はしがき」の冒頭にも原語で掲げた。
- (13) 渡辺和子『信じる「愛」を持っていますか』224頁 (PHP文庫、1994年)。さらに、川嶋四郎『民事救済過程の展望的指針』1頁 (弘文堂、2006年)も参照。
- (14) このことに意義については、Owen M. Fiss, *The Civil Rights Injunction*, 36-37, 86-95 (Indiana University Press, 1978) 等を参照。

なお、独立行政法人化は、旧国立大学の「法科大学院」に対して、財政面だけではなく、人事面等についても、厳しい状況を突きつけている。

それは、法学および法曹養成教育(高度専門職業人教育)の局面だけではなく、様々な局面で顕在化しているようである。たとえば、直接その問題を扱ったものではないが、保立道久「〈解題〉研究史をぬりかえた仕事のエッセンス」網野善彦『日本中世に何が起きたか』255頁(洋泉社、2006年)などを参照。

なお、やや象徴的ではあるが、この書物で、著者の網野善彦氏は、なぜ、鎌倉時代に新興仏教が数多く生まれたかについての問題を研究する中で、中世日本における「悪党」、「悪人」、「悪佐府」といった「悪」を、「人のたやすく制御することのできぬ得体の知れない力」をさすと語と考へ、「思想的には、まさしくこの『悪』の問題と正面から向かいあった思想家たちが、鎌倉仏教の始祖となっていたということができないのではないか」と論じていた。同書、242-243頁。

ここに、(日本における)『悪』の問題の多様性と普遍性とを読みとることができるように思われる。それは、当然、現代社会にも妥当する。

- (15) たとえば、川嶋四郎「民事司法制度改革の行方——近時における民事司法改革の軌跡とその課題を中心として」法政研究(九州大学)71巻3号389頁(2005年)も参照。